

# 懲戒処分の指針

平成18年11月21日  
令和5年12月20日改正  
和歌山県教育委員会

## 1 基本事項

本指針は、県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに県立学校及び市町村(学校組合を含む。)立学校の県費負担教職員(以下「教職員等」という。)が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等(以下「非違行為」という。)を行った場合の標準的な懲戒処分の基準(以下「標準例」という。)を明確にすることにより、非違行為を防止するとともに、県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

具体的な処分の決定に当たっては、

- ①非違行為の動機、態様及び結果の程度
- ②故意又は過失の程度
- ③児童生徒、保護者、県民及び他の教職員等に与えた影響の程度
- ④非違行為を行った教職員等の職責の程度
- ⑤過去の非違行為歴

等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含めて総合的に考慮して判断することとし、事案の内容や具体的な行為の態様によっては、標準例に示された量定以外の処分とすることも(服務監督上の措置を含む。)あり得る。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となる。過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行った場合は、処分が加重される。

また、部下教職員等が非違行為を行った場合で、その指揮監督に適正を欠いていた管理監督者は、監督責任を問われる。

## 2 標準例

### (1) 交通事故関係

#### ア 飲酒運転

##### ① 酒酔い運転

- a 酒酔い運転による人身事故…免職
- b 上記以外の酒酔い運転…免職又は停職6月

##### ② 酒気帯び運転…免職又は停職4月以上

##### ③ 飲酒運転の同乗者等

飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合…免職又は停職1月以上

##### ④ 飲酒運転の容認

飲酒運転をすることを知りながら容認した場合…免職、停職、減給又は戒告

#### イ 交通事故

##### ① ひき逃げ…免職

##### ② ①以外…教職員等の過失、相手方の被害程度等に応じて処分を決定

### (2) 体罰

ア 児童生徒の怪我が重傷の場合、常習的に行っていた場合、体罰の態様が特に悪質な場合…免職又は停職

イ ア以外の場合…体罰の態様、児童生徒の怪我の状況等に応じて処分を決定

### (3) 児童生徒への不適切な言動等

ア 児童生徒の被害の程度が重い場合、常習的に行っていた場合、不適切な言動の態様が特に悪質な場合…免職又は停職

イ ア以外の場合、不適切な言動等の態様、児童生徒の被害の状況等に応じて処分を決定

(4) わいせつ行為等

ア 児童生徒性暴力等

- ① 児童生徒性暴力等を行った場合…免職
- ② 児童生徒等にセクシュアル・ハラスメント（(4)ア①に該当するものを除く。）を行った場合…免職、停職、減給又は戒告

(注) 児童生徒性暴力等とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に掲げる行為をいう。

イ 児童生徒等以外のものに対するわいせつ行為等

- ① 法律、条例等に違反するわいせつ行為…免職
- ② その他のわいせつ行為…具体的な行為の態様等に応じて処分を決定

(5) SNS等を利用した児童生徒との私的なやり取り

児童生徒に対して、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や電子メール等を利用し、私的なやり取りを行った場合…戒告

(6) 自家用車等への児童生徒の同乗

所属長の承認（事後承認を含む。）なく、自家用車等に児童生徒を同乗させた場合（公務外も同様（緊急の対応を要するなど相応の理由が認める場合は除く。））…戒告

(7) 一般服務関係

ア 欠勤

- ① 10日以内の欠勤…減給又は戒告
- ② 11日以上20日以内の欠勤…停職又は減給
- ③ 21日以上欠勤…免職又は停職

イ 遅刻等

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合…戒告

ウ 休暇の虚偽申告

病気休暇又は特別休暇等について虚偽の申告をした場合…減給又は戒告

エ 勤務態度不良

勤務時間中に職場を頻繁に離れて職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合…減給又は戒告

オ 職場内秩序びん乱

- ① 上司又は同僚に対する暴行・妨害行為により職場の秩序を著しく乱した場合…停職、減給又は戒告
- ② 上司又は同僚に対する暴言により職場の秩序を著しく乱した場合…減給又は戒告

カ 違法な職員団体活動

- ① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反してストライキ等の争議行為を行い、又は職場の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合…減給又は戒告
- ② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合…免職又は停職

キ 秘密漏洩

職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に支障を生じさせた場合…免職、停職又は減給

ク 個人の秘密情報の目的外収集

職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する情報を収集した場合…減給又は戒告

ケ 個人情報の紛失、盗難

重要な児童生徒の個人情報を持ち出し、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった場合…停職、減給又は戒告

コ 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合…減給又は戒告

サ 違法な政治的行為

- ① 地方公務員法第36条又は教育公務員特例法第18条の規定に違反する政治的行為を行った場合…停職、減給又は戒告
- ② 公職選挙法第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動を行った場合…停職、減給又は戒告

シ 職務命令違反

上司からの職務命令に違反した場合…免職、停職、減給又は戒告

ス 無許可兼業等

許可なく兼業又は他の事業等に従事し、著しく信用を失墜した場合…停職、減給又は戒告

セ 収賄等

- ① 賄賂の收受…免職
- ② 関係業者との贈答の授受、その他不信を招くような行為…具体的な行為の態様等に応じて処分を決定

ソ 官製談合

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った場合…免職又は停職

タ 公文書の偽造

公文書を不正に作成し、使用した場合…免職又は停職

チ 不適正な事務処理

事務処理に著しく適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を与える等した場合…停職、減給又は戒告

ツ 公益通報に関する不適正行為

- ① 通報者を詮索し、不利益を及ぼす等した場合…停職又は減給
- ② 事実をねつ造して通報した場合…停職、減給又は戒告

テ ハラスメント行為

- ① セクシュアル・ハラスメント（(4)ア②に該当するものを除く。）
  - a 相手の意に反するわいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を行った場合…戒告
  - b 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合…減給又は戒告
  - c 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合…停職又は減給
  - d 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合…免職又は停職
  - e 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返したことにより、相手に強度のストレスによる精神疾患を発症させた場合…免職又は停職
- ② パワー・ハラスメント
  - a パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものという。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合…停職、減給又は戒告
  - b パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合…停職又は減給
  - c パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合…免職、停職又は減給

(8) 公金等の取扱い

ア 横領

公金等の横領…免職

- イ 窃取  
公金等の窃取…免職
- ウ 詐取  
人を欺いて公金等を所得した場合…免職
- エ 紛失  
公金等の紛失…戒告
- オ 盗難  
重大な過失により公金等の盗難に遭った場合…戒告
- カ 公物損壊  
職場において公物を故意に損壊した場合…減給又は戒告
- キ 出火・爆発  
職場において過失により公物の出火、爆発を引き起こした場合…戒告
- ク 給与等の違法支払・不適正受給  
故意に法令に違反して給与等を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した場合…停職、減給又は戒告
- ケ 不適正な公金等の処理  
公金等の流用など不適正な公金等の処理…停職、減給又は戒告
- コ コンピュータの不適正使用  
職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務に支障を生じさせた場合…停職、減給又は戒告

(9) 公務外非行

- ア 放火  
放火をした場合…免職
- イ 殺人  
人を殺した場合…免職
- ウ 傷害  
人に傷害を与えた場合…免職、停職、減給又は戒告
- エ 暴行  
けんか等により人に暴行を加えた場合…免職、停職、減給又は戒告
- オ 器物損壊  
故意に他人の物を損壊した場合…免職、停職、減給又は戒告
- カ 横領  
自己の占有する他人の物（公金及び公の財産を除く。）を横領した場合…免職又は停職
- キ 窃盗・強盗
  - ① 他人の財物を窃取した場合…免職又は停職
  - ② 暴行又は脅迫により他人の金品を強奪した場合…免職
- ク 詐欺・恐喝  
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合…免職又は停職
- ケ 賭博
  - ① 賭博をした場合…停職、減給又は戒告
  - ② 常習として賭博をした場合…免職又は停職
- コ 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用  
麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合…免職
- サ 酩酊による粗野な言動等  
酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合…停職、減給又は戒告

(10) 監督責任関係

- ア 指導監督不適正  
部下教職員等が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適

正を欠いていた場合…減給又は戒告  
イ 非行の隠ぺい、黙認

部下教職員等の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合…停職、減給又は戒告

3 この指針は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この指針の規定は、令和3年4月1日から施行する。

この指針の規定は、令和4年12月6日から施行する。

この指針の規定は、令和5年12月20日から施行する。